

平成 29 年 2 月 2 日
住宅管理部 営業企画課

定住促進家賃減額制度（定住割）の創設 及び期間限定キャンペーンの実施について

賃貸住宅の最需要期にあたり、公社賃貸住宅の契約率向上のための追加入居促進策として、新たに定住促進家賃減額制度（定住割）を創設し、平成 29 年 2 月 1 日～3 月 31 日までの住宅申込者で、かつ平成 29 年 4 月 30 日までに賃貸借契約を締結する方を対象とする期間限定キャンペーンを実施します。

記

1. 対象物件（5 住宅）

アメニティコート西宮北口（ただし 4LDK のみ）、芦屋浜高層若葉、芦屋浜高層高浜、ラポルテ芦屋、アメニティコート西明石

2. 対象者

平成 29 年 2 月 1 日～3 月 31 日までの住宅申込者で、かつ平成 29 年 4 月 30 日までに賃貸借契約を締結する方

3. 減額内容及び注意事項

- (1) 入居期間中、契約家賃から 1 万円を減額します。（以下、契約家賃から減額する額を「定住割額」といいます。）ただし、入退去月における日割入居者負担額の計算においては、契約家賃から定住割額を減額した後の金額を基に算定します。
- (2) 将来、家賃を減額改定した場合、家賃減額前の定住割額から当該家賃改定による減額相当額を差し引いた金額を新たな定住割額とします。
- (3) 家賃の減額改定によって定住割額が減少した後に、家賃を増額改定した場合であっても、定住割額は増額しません。（定住割額は減額のみで増額はありません。）
- (4) 公社が実施する他の家賃減額制度と併せて減額を受けることはできません。（県外若年世帯及び三世代隣居・近居世帯に対する家賃減額制度及び今後創設される全ての家賃減額制度）
- (5) アメニティコート西宮北口は、4LDK 住戸のみ制度適用します。
- (6) アメニティコート西明石は、平成 29 年 3 月 1 日以降に制度適用します。（平成 29 年 3 月 1 日に家賃減額改定を実施予定）
- (7) アメニティコート西明石は、県営住宅から公社賃貸住宅へ用途変更する方に対しても適用します。

以上